

5 福子包第 49 号  
令和 5 年 4 月 27 日

福津市監査委員 灘谷 和徳 様  
福津市監査委員 榎本 博 様

福津市長 原 崎 智 仁  
(こども家庭部子育て世代包括支援課)

令和 4 年度定例監査措置状況通知書

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により報告された、令和 4 年度定例監査の結果において、指摘事項となっていたものについては別紙のとおり措置を講じたので、その内容を同条第 14 項の規定に基づき通知いたします。

## 定例監査の結果に基づく措置状況について（報告）

(子育て世代包括支援課)

定例監査実施日：令和5年2月9日

監査対象年度：令和3年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) レターパック等の在庫数について</p> <p>年度内における必要数量を計画的に購入し、使用することが予算の執行に当たっての基本である。年度末にスマートレターやレターパックライトを大量に購入し、翌年度に繰り越すことは、地方自治法第208条の規定に基づく会計年度独立の原則の趣旨を逸脱すると考える。</p> <p>レターパック等の購入に当たっては、年度末における保有が必要最小限にとどめられるように必要な数量を適切に把握し、大量の枚数を次年度に繰り越すことが無いように改善を行ってほしい。</p>	<p>(1) レターパックの在庫数について</p> <p>① レターパックの使用について</p> <p>レターパックは定形外郵便の250gを超える場合に使用しています。主に予防接種の年度の切替時期(3月末)に、実施医療機関宛てに新年度の実施要領・マニュアル・請求書等を送付する際に使用します。また、4月に予防接種ガイドライン・間違い発生時対応マニュアルの送付を行う際や、10月から高齢者インフルエンザワクチン接種が開始されることから、9月に実施医療機関へ実施要領・マニュアル・予診票・説明書の送付を行う際に使用しております。41の実施医療機関と委託契約している宗像医師会へ郵送するため、年間使用数は123枚程度となります。</p> <p>スマートレターは毎月2回、生後1か月になる乳児の保護者へ予防接種予診票等を送付する際に使用しており、毎月60人前後へ送付しており、720枚程度使用します。</p> <p>② 在庫管理と管理表の見直し</p> <p>従来の購入体制を見直し、管財課の定める管理表を使用し、管理者が在庫と購入を管理する体制を整えます。</p> <p>③ 全体の改善</p> <p>購入時期を見直し、レターパックは使用する前月を目安に、スマートレターは4半期毎に購入し、次年度への繰り越し数が過大とならないよう努めてまいります。</p>